



- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が間違っているときは、その料金を返還します。

#### (契約解除時の支払義務)

第28条 i S m a r t W i M A X契約者は、最低利用期間中に利用契約の解除があったときは、別途定める契約解除時の支払いを要します。

#### (手続上に関する料金の支払義務)

第29条 i S m a r t W i M A X契約者は、i S m a r t W i M A Xサービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別途定める手続上に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### (工事費の支払義務)

第30条 i S m a r t W i M A X契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別途定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、この工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2 工事の着手後了前解除等があった場合は、前条の規定にかかわらず、i S m a r t W i M A X契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

#### 第3節 料金の計算及び支払い

##### (料金の計算方法等)

第31条 当社は、i S m a r t W i M A X契約者がその利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料は、料金月に従って計算するものとしま
す。ただし、本条の取扱いの規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時計算します。
2 当社は、当社が業務の遂行にやむを得ない場合は、前条の料金月の起算日を変更することがあります。
3 料金の計算は、別途定める額により行います。

##### (料金の請求)

第32条 当社は、当社が必要と判断する場合、又は各請求が有効で畫面による請求書発行を希望される場合を除き、原則として畫面による請求書の発行を行います。

##### (料金の支払い)

第33条 i S m a r t W i M A X契約者の利用契約に係る料金額の支払方法が別記 i S m a r t W i M A X契約者が指定した金融機関からの口座振替となります。
2 i S m a r t W i M A X契約者は、i S m a r t W i M A X契約者の利用契約に係る料金額について、当社が定める期日までに、前条の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

##### (消費税相当額を加算)

第34条 i S m a r t W i M A X契約者は、別途定める料金に基づき i S m a r t W i M A X契約者が支払うべき料金に、相当する消費税を加算して支払うものとします。

##### (料金額の随時減額)

第35条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本契約の規定にかかわらず、随時、その料金及び工事費を減額することがあります。
2 当社は、前条の規定により料金等の減額を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

##### (期限の利益喪失)

第36条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、i S m a r t W i M A X契約者は、本契約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当該及し単独自己会社に対して履行しその料金その他の債務を弁済しなければならぬものとします。
(1) i S m a r t W i M A X契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞を認めたとき。
(2) i S m a r t W i M A X契約者について破産更生手続開始決定若しくは更生再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。
(3) i S m a r t W i M A X契約者に係る手形又は引当引換が不渡りとなったとき。
(4) i S m a r t W i M A X契約者の倒産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差し押え、仮処分若しくは差押等の強制執行があったとき。
(5) i S m a r t W i M A X契約者の住所が不明であるとき。
(6) i S m a r t W i M A X契約者が賃金を滞り払いをしたとき。
(7) その他 i S m a r t W i M A X契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事象があると認めるとき。
2 i S m a r t W i M A X契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれが発生した場合、この、その事実を速やかに当社に通知していただきます。

#### 第4節 預金

##### (預金)

第37条 i S m a r t W i M A X契約者は、次の場合には、i S m a r t W i M A Xサービスの利用に先立って預金を預け入れていただくことがあります。

(1) 利用契約の申し込みの承諾を受けたとき。
(2) 第2条（利用停止）第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
2 預金の額は、1利用契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
3 預金金庫については、無利息とします。
4 当社は、その利用契約の解除等、預金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預金を預け入れた者に返還します。
5 当社は、預金を返還する場合、i S m a r t W i M A X契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### 第5節 利息及びひ断断利息

##### (利息)

第38条 i S m a r t W i M A X契約者は、料金の支払いを不返金に免れた場合は、その免れた額にひ断断利息（消費税相当額を加算し、額とします。）の2割に相当する額を消費税相当額を加算した額を利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

##### (断断利息)

第39条 i S m a r t W i M A X契約者は、料金その他の債務（断断利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日より支払の日の前日までの間の当社が定める日数につき年14.5%の割合（年当たりの割合は、四半の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を断断利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第6節 錯誤処理

##### (錯誤処理)

第40条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本契約が別記の定めがあるときは、その定めるところによります。

### 第7章 保守

##### (当社の維持費)

第41条 当社は、当社が設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

##### (i S m a r t W i M A X契約者の維持費)

第42条 i S m a r t W i M A X契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前条の規定のほか、i S m a r t W i M A X契約者は、無線機器を無線設備規則（昭和25年電電庁管理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

##### (i S m a r t W i M A X契約者の切替費)

第43条 i S m a r t W i M A X契約者は、無線機器が契約の回線と接続されている場合であって、契約の回線その他当社が電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器が回線のなごを確保している、当社に当該電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

#### (修理又は修理)

第44条 当社は、当社が電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

### 第8章 損害賠償

##### (責任の範囲)

第45条 当社は、利用契約に基づき i S m a r t W i M A Xサービスを提供すべき場合には、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用契約に係る全てのW i M A X機能を全く利用できない 状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない 状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その i S m a r t W i M A X契約者の損害を賠償します。
2 前条の場合において、当社は、その利用契約に係る全てのW i M A X回線が全く利用できない 状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した期間（24時間の回数である部分に限ります。）について、24時間ごとに回数で計算し、その日数に当該するその i S m a r t W i M A Xサービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3 当社は、i S m a r t W i M A Xサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

#### (免責)

第46条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧中にあつたて、その電気通信設備に設置されている内容が変化し又は消失したことにより損害が生じた場合に、その当社が故意又は重大な過失により生じたもののみときは、その責任を負いません。
2 当社は、i S m a r t W i M A Xサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の取替等に伴い、i S m a r t W i M A X契約者が使用若しくは利用している無線機器（その無線機器を結合又は接続することにより一体となって使用される電気機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

### 第9章 付随サービス

##### (支払い明細書の提供)

第47条 当社は、支払い明細書（その i S m a r t W i M A X契約者に係る料金その他の債務の明細を含みます。以下同じとします。）を発行しません。が、支払い明細書の内容は当社指定のW E Bサイトにおいて i S m a r t W i M A X契約者に対して開示するものとします。

### 第10章 雑則

##### (承諾の範囲)

第48条 当社は、i S m a r t W i M A X契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現ご意若しくは怠るおそれがあるとき、又はその請求を承諾することが好都合に困難なとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本条において「業務の遂行がある場合は、その規定によります。

#### (併用に係る i S m a r t W i M A X契約者の義務)

第49条 i S m a r t W i M A X契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) W i M A X機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設置場所その他の構体と連絡しなご。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はW i M A X機器が機能しなくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
(2) 故意に第三者が当該機器を侵害する行為を行わないこと。
(3) 当社がW i M A X機器で収集した記録情報を改ざんしないこと。
(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で i S m a r t W i M A Xサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、第31条に定める禁集行為に抵触すると当社が判断した場合は、本条の義務違反があったものとなります。
(5) 位置情報（無線機器の住所に係る精度及び閲覧の精度を含みます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約の回線一機とし、それを他人に開示せるときは、その承諾のプライバシーを侵害する事象が発生しないよう必要措置を講じること。
2 i S m a r t W i M A X契約者は、前項各号の規定違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

#### (i S m a r t W i M A X契約者に係る情報の利用)

第50条 当社は、i S m a r t W i M A X契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は重要書類送付先等の情報を、当該電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の通知、料金の請求等、当社の契約前段階の規定に係る業務の遂行に必要な範囲（i S m a r t W i M A X契約者に係る情報を当該業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、i S m a r t W i M A Xサービスの提供にあたり取得した個人情報利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

#### (海外サービスの利用)

第51条 i S m a r t W i M A X契約者は、当社が別に定めるW i M A X機器を利用している場合であって、別記4に定める海外事業者がそのW i M A X機器によって海外サービス（海外事業者がそのW i M A X機器との間に電気通信回線を設置して提供する電気通信サービスのうち、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を提供し必要なM A Cアドレスの登録をあらかじめ当社への通知に基づき完了しているときは、その海外事業者に対し、海外サービスの利用に係る申し込みを行うことができます。

2 i S m a r t W i M A X契約者は、W i M A X機器が販売されたW i M A X機器において、当社が定めた期間に基づき前条の海外事業者がそのM A Cアドレスを通知することあらかじめ同意するものとします。
3 当社は、前項の通知が承諾等又は不承諾により生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、その一切の責任を負わないものとします。
4 i S m a r t W i M A X契約者は、自己と海外事業者との間で締結した契約に基づき海外サービスを利用するものとし、当社は、海外サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

#### (検査等のためのW i M A X機器の持ち込み)

第52条 i S m a r t W i M A X契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第15条（W i M A X機器登録時の請求）から第20条（W i M A X機器の電波立ち上げ検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
(2) その他当社が必要と認めるとき。

#### (合意管轄裁判所)

第53条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

#### (準拠法)

第54条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法が準拠するものとします。

#### 別記

1	無線機器が適合すべき技術基準等		技術基準等
	区分		
	技術基準		端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
	技術別条件		—
2	新設工事等の基準		
	区分		基準

(1) 新聞社	次の記事のすべてを備えた日刊新聞報を発行する新聞社：ア 政治、経済、文化その他の公的がが事項を報道し、又は論議することを目的として、あまなく発せられたること。イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であつて自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者がニュース（（1）欄の記事のすべてを備えた日刊新聞報に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主目的とする通信社

#### 3 インターネット検索サービスの利用における禁集行為

(1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは通信に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
(2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は伝達すること
(3) 他人の権利を害す若く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
(4) 他人にのみならずして各種サービスを利用する行為
(5) 他人の著作権情報（特許情報、実用新案、著作権、意匠権、商標等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
(6) 他人の乗船、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名若しくは画像を毀損する行為
(8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
(9) 無関係情報（ネズミ網）若しくは誤情報等の印刷（マルチコピー）等を搬送し、又はこれを複製する行為
(10) インターネット検索サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
(11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
(12) 暴力、暴力、脅害等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
(13) 他人を欺き偽造内容、他人のI D、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
(14) 犯罪行為又はそれらを誘発若しくは助長する行為
(15) その他法令に違反する行為
(16) (1) から (15) までの規定に抵触し当該するコンテンツへのアクセスを助長する行為

#### 4 海外サービスを提供する海外事業者

	海外事業者
クリアーワイヤレスLLC（Clear Wireless LLC）	

#### (実施時期)

制定日：平成29年5月1日